

国有林材の安定供給システム申請書

平成 年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

注) 共同で買受けを希望する者については、それぞれ住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、そのうち共同買受の代表者については、商号の前に（代表者）と明記する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの公告による国有林材の安定供給によるシステム販売について、林産物の買受に係る協定の締結を希望するので、必要書類を添付のうえ、申請します。

記

1 買受希望数量・時期等

単位：m3

〇号	平成 28 年度	平成 年度
〇〇森林管理署	2, 000	

※署等名と数量を記載する。

- 注) 1 物件内容は、森林管理署等別、販売方法別、主・間伐別、樹材種別材積等を記入する。
2 〇号物件については、平成 年度～平成年度の〇年間の協定とする。以下、事業計画等は、枠を追加し年度ごとに記載する。

2 添付書類

- (1) 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- (2) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙 9 号書式その 3 又はその 3 の 2 若しくはその 3 の 3）の写し）
- (3) 社会保険の加入を証する書類（任意様式で、従業員数、加入者数、適用除外者数がわ

かるもの)

(4) 保有する資格を証する書類（林産物売払い一般競争参加資格、JAS 認定、森林認証等）

※認定書の写を添付する。（複数の事業体が連名で申請する場合はそれぞれごとに）

(5) 企画提案書（別添 8）

(6) 出荷先との取引協定書の写し

(7) チップ工場等が木質バイオマス発電所に対して燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、上記に加え、以下の書類を添付すること。

ア 木質バイオマス発電所との取引協定書の写し

イ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成 24 年 6 月林野庁）に基づき作成した自主的行動規範（記載例に事例を掲載）

※最終ページの例を参考に作成

ウ 木質バイオマス発電所が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 12 条第 3 項に基づく年間の運転に要した費用に関する報告を既に行っている場合は、その報告の写し

注) 複数の者による共同申し込みの場合は、それぞれ添付書類を提出する。

3 安定供給システム販売に係る事業計画

（協定期間が複数年度にわたる場合、次年度以降の年度別事業計画については、各年度当初に提出します。

(1) 平成〇〇年度事業計画（立木）※素材のシステムのため記載不要

ア 事業予定期間 〇〇月～〇〇月（作業着手から搬出終了まで）

イ 四半期別生産計画量

単位：m³

森林管理署等		四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
〇〇森林管理署	立木材積						
	素材材積						
	立木材積						
	素材材積						

注) 立木材積の計は買受希望数量に合わせることにする。

ウ 集材方法 _____

エ 作業班編成人数 〇〇名

（内訳 伐採〇〇名、集材〇〇名、造材〇〇名、機械運転手〇〇名、その他〇〇名）

オ 生産材販売計画

単位：m3

販 売 先	販 売 量	備 考
計		

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、素材生産を実施する者に関して記載する。
 2 自社工場で消費する場合は、販売先欄に「自社」と記載する。
 3 備考欄には、取り扱い製品を記載する。

(2) 平成〇〇年度事業計画（素材の流通） ※原木市場等が申請する場合に記載する。

ア 平成〇〇年度 原木調達計画

単位：m3

樹材種 \ 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
スギ		800	800	400	2,000
※数量は1「買受希望数量・時期」の数量と一致すること 複数の原木市場等が共同して買受けを希望する場合は、市場毎に記載し、その合計数量が1「買受希望数量・時期」の数量と一致すること					
計		800	800	400	2,000

- 注) 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載する。

イ 平成〇〇年度 原木納入計画

単位：m3

樹材種	納入先	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
スギ	〇〇製材(株)		200	200	100	500
スギ	△△製材(株)		100	100	50	250
スギ	□□産業(有)		100	100	50	250
スギ	**合板(株)		400	400	200	1,000

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、原木市場等に関して記載する。
 2 納入先が多数ある場合は、納入数量上位5者程度について記載し、それ以外の者については「その他」としてまとめて記載する。

(3) 平成〇〇年度事業計画（製材品）

※製材工場（合板工場、チップ工場を含む）が申請する場合に記載する。

ア 平成〇〇年度 原木消費計画

単位：m3

四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
樹材種 又は製材品内訳					
スギ	400	800	800	400	2,000
※数量は1「買受希望数量・時期」の数量と一致すること 複数の原木市場等が共同して買受けを希望する場合は、市場毎に記載し、その合計数量が1「買受希望数量・時期」の数量と一致すること					
計	400	800	800	400	2,000

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。

イ 平成〇〇年度 製材品加工計画

単位：m3

四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
製材品内訳					
スギ	200	400	400	200	1,000
計					

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。

ウ 平成〇〇年度 製材品出荷計画

単位：m3

製材品 内 訳	出 荷 先	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
集成菅柱	〇〇(株)	200	400	400	200	1,000
※製材工場と製材品需要者が連名で申請する場合、出荷先は製材品需要者とする。						
計						

注) 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。

(4) 平成〇〇年度事業計画（最終製品）

※製材品需要者（木質バイオマス発電所を含む）が申請する場合に記載する

ア 平成〇〇年度 製材品消費量

単位：m3

四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
製材品					
スギ	200	400	400	200	1,000
※当該製品の加工をしない場合は、製品の出荷量とする					
計					

注) 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。

イ 平成〇〇年度 最終製品加工計画

単位：m3

製品内訳	四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
	※当該製品の加工をする場合に記載する					
計						

注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。

2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

ウ 平成〇〇年度 最終製品販売計画

単位：m3

製品内訳	出荷先	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
集成菅柱	〇〇(株)	200	400	400	200	1,000
※当該製品の加工をしない場合は、3(4)ア「製材品消費量」の数値と一致すること						
計						

注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。

2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

4 事業内容 (申請時前年度実績)

システム販売に係る実績だけでなく、申請時前年度における自社の全実績を対象として記載。

(1) 素材生産実績

※素材のシステムのため記載不要

単位：m3

	国 有 林				民 有 林				合計
	国有林 から直 接請負	製材業者 等からの 請負	立木購入	計	森林所有 者から直 接請負	製材業者 等からの 請負	立木購入	計	
主伐									
間伐									
計									

注) 1 共同事業体を結成した場合、及び素材生産を実施するものが企業合同又は協同組合に改組した場合は、個々の素材生産を実施するものの実績を過去の実績として認める。

2 申請する森林管理局管内における実績を記載する。

3 材積は素材材積とする。

- 4 民有林欄は国有林以外とし、自社山林に係る生産量は立木購入欄に記載する。
- 5 共同で買受けを希望する者については、素材生産を実施するものについて記載する。

(2) 原木取扱実績 ※原木市場等が申請する場合に前年度の実績を記載する

樹材種	納入先	数量(m3)	備考
※納入先が複数ある場合は、納入数量上位5者程度について記載し、それ以外の者については「その他」としてまとめて記載する			
※数量計は1「買受希望数量・時期」の数量と一致すること			
複数原木市場が共同して買受を希望する場合は、工場別に記載し、その合計数量が1「買受希望数量・時期」の数量と一致すること			
スギ	〇〇製材(株)	15,000	
スギ	△△製材(株)	10,000	
スギ	□□産業(株)	8,000	
スギ	その他	30,000	

(3) 製材実績 ※製材工場（合板工場、チップ工場を含む）が申請する場合に記載する

ア 原木（又は製材品）の入荷量、消費量（出荷量）、在荷量

区分		数量(m3)
年度当初在荷量		1,000
当 年 入 度 荷 量	国有林材	8,000
	その他国産材	15,000
	外材	
	計	23,000
当年度消費量		22,000
(当年度出荷量)		(13,000)
年度末在荷量		2,000

※複数の製材工場が共同して買受けを希望する場には、工場別に記載する

←※製材工場等について製材品の出荷量を記載する

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。
2 原木と製材品の両方を取り扱っている場合は区分して記載する。

イ 主製材品生産量、販売量、在荷量

区分	製材品名(集成管柱)	製材品名(スギKD間柱)
	数量(m3)	数量(m3)
当初在荷量	300	200
当年度生産量	7,000	5,000
当年度販売量	6,800	4,700
当年度企業内消費		
年度末在荷量	500	500

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。
2 製材品で購入したものは()外書きとする。

ウ 製材品販売の種類別内訳量、主な出荷先及び売上高

種 類	数 量 (m3)	主な出荷先	売上高 (万円)
集成菅柱	6, 800	〇〇住建(株)	13, 600
スギKD間柱	2, 700	〇〇住建(株)	2, 700
	2, 000	〇〇プレカット(株)	2, 000
計	11, 500		18, 300

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材工場等に関して記載する。
 2 他の業種へ販売した場合は、主な出荷先欄に業種を記載する。

(4) 最終製品製造実績

※製材品需要者（木質バイオマス発電所を含む）が申請する場合に記載する
 記載内容は、（3）製材実績と同様である

ア 製材品の入荷量、消費量（出荷量）、在荷量

区 分	数 量 (m3)
年度当初在荷量	
当年度入荷量	
当年度消費量	
（当年度出荷量）	
年度末在荷量	

- 注) 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する

イ 主製品生産量、販売量、在荷量

区 分	製材品名 ()	製材品名 ()
	数 量 (m3)	数 量 (m3)
当初在荷量		
当年度生産量		
当年度販売量		
当年度企業内消費		
年度末在荷量		

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。
 2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

ウ 製品の種類別販売内訳量、主な出荷先及び売上高

種 類	数 量 (m3)	主な出荷先	売上高 (万円)
計			

- 注) 1 共同で買受けを希望する者については、製材品需要者に関して記載する。
 2 単位は記載内容に応じて変更して差し支えない。

(参考) 自主行動規範の例

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

〇〇 団体
平成年月日

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく平成 24 年 6 月 18 日経済産業省告示第号（以下「告示」という。）において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第 12 号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）」（以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 13 号に掲げる「木質バイオマス」（以下「一般木質バイオマス」という。）を電気に変換する設備、同表第 14 号に掲げる「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念される。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生している一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることから、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

このようなことを踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給者が、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

(間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定)

林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、〇〇団体の会員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

(情報の公開)

〇〇団体は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

(既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

〇〇団体は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。